

## 介護職員等特定処遇改善加算に基づく具体的取り組みについて

### 1. 資質の向上として

- ① 実務者研修を受けるにあたり、介護福祉士国家試験の合否に関わらず、費用の全額を奨学金として貸し出し、1年以上の勤務で返済なしとする。
- ② 院外研修は、法人が認めたものであれば、勤務扱いとする。
- ③ 学会への参加推奨、演題発表の支援あり。学会参加は出張扱いとする。
- ④ 人事考課制度を導入し、条件を満たす事で昇格や昇級の試験を受けることができる。

### 2. 労働環境・処遇改善として

- ① 新入職員について、介護ラダーの導入、指導者の支援を実施。
- ② 介護職員腰痛対策として、利用者の移動用にリフトを設置。
- ③ 子育て支援として、育児休暇制度、復帰後の時短制度を導入し、保育所を設置。
- ④ 小集団活動及び、委員会活動を通じて業務改善や職場環境の改善を実施。
- ⑤ 事故対応・トラブル対応のマニュアルを整備し、責任者を配置。
- ⑥ リフレッシュ休暇を導入し、連続した休暇の取得が可能（勤務1年目は5日間、2年目以上は7日間）。
- ⑦ 健康診断・ストレスチェックにより、心身の健康管理を実施。
- ⑧ 職員休憩室の確保。

### 3. その他

- ① 介護サービス情報公表制度の活用。
- ② 勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入。
- ③ 非正規職員から正規職員への転換促進。
- ④ 中途採用者に対しての指導員のフォロー、人事制度導入。
- ⑤ 職員の増員による業務負担の軽減。
- ⑥ 地域住民によるボランティア活動の受け入れ。
- ⑦ 地域住民を含めたピアノコンサートの開催、健康教室の開催。

平成31年4月現在